

すなやま支援員

VOL.63

だより



令和5年 7月 発行

発行者:砂山地域集落支援員 阿部久美子

拠点施設:ぎよぎよかい めでたや

住所:塩谷1181 電話・告知端末:62-7273

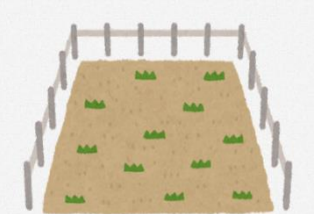
空き家やいらぬ土地 所有者不明の増加を防げ



集落点検をしていると、使われていない空き家や耕作されなくなり、草が生えて荒れ放題の土地をよく見かけます。2017年時点で全国にある所有者不明の土地の面積は410万ヘクタール（九州本土を超える面積）、2040年には約720万ヘクタール（北海道の9割に相当）の土地が所有者不明になるのではとされています。近年、親から相続したものの、遠方その他の理由で利活用が難しく管理の負担が大きいため土地を手放したいという人が増えています。

2023年4月より『**相続土地国庫帰属法**』（相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律）が施行されました。相続によって取得した土地が、一定の条件に当てはまる場合に、その土地を取得した相続人が国に対して申請をして承認されれば、一定の費用を支払い“いらぬ土地”を国に引き取ってもらえます。

この法律は、相続で取得した土地が管理されず、放置されるのを防ぐことを目的としています。日本では先祖代々相続が重なることによって、権利関係が複雑化し、所有者がわからなくなった土地が増加しています。そのような土地を、第三者が活用したいと考えても、所有者との交渉などが難しく、活用されないまま荒れ果てて行くのが現状です。所有者不明の土地が増える原因として考えられるもう一つの要因として、地方から都市部へ多くの人に移住したせいで、地方で受け継がれてきた土地の所有意識が薄れてきた事や地方での少子高齢化が進んだために、人口が減って、土地利用のニーズが少なくなったことが考えられます。利用価値がないから、ただでもいらぬと言われることも。



申請要件

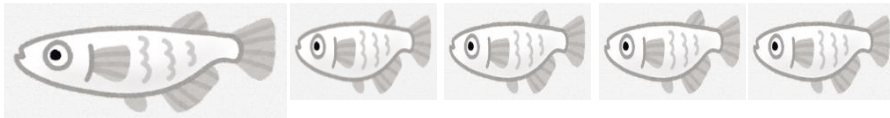
- ①相続や遺贈により土地を取得した相続人であること。
- ②土地が共有地であるときは、共有者全員で申請すること。
- ③一定の却下事由に該当する土地でないこと。

申請できない土地

- ①建物がある土地
- ②土壌汚染されている土地
- ③担保権などが設定されている土地
- ④他人の利用が予定されている土地
- ⑤境界が明らかでない土地・所有権について争いがある土地

※詳しくは村上法務局にご相談ください

メダカの学校



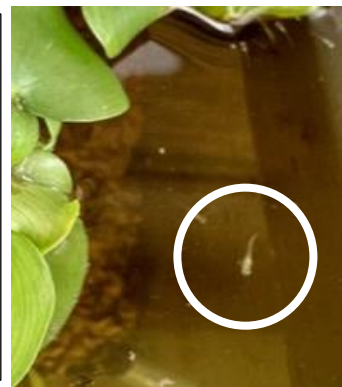
昨年、南大平の方より『メダカいらないか？』とお声がけいただき、赤いメダカと青銀色に光るメダカを譲り受けてきました。このメダカ、卵から育てて大きく育てたもので冬になると家周りにある水槽から家の中に移し大事に育てられたもの。メダカを飼ったことがないという私に、ご親切に“メダカの育て方と繁殖術”の本も下さり、エサはこれを食べさせなさいと持たせてくれました。赤いメダカは楊貴妃メダカで、鮮やかな朱色がきれいなメダカです。もう1種は幹之メダカで頭からしっぽまで銀青に光っていてとてもきれいです。



お買い物に来たお客様にきれいなメダカを見てもらおうと水槽を準備。2種類飼って全滅しては大変と思い、幹之メダカはベテランに預け、赤い楊貴妃メダカを残すことにしました。一冬お店の中で過ごし、春になってから外に黒い鉢を置き、暖かい陽気が続いたある日のこと…。水草の根元に卵が!!

このまま一緒にしておくとお母さんが卵を食べてしまうので、卵を見つけたら別の入れ物に移した方がいいそうです。

せっかく生まれた卵を守りたいけれど、水草を別な入れ物に移してしまうと次に卵を生みたいメスが産み付ける水草がなくて困ることになるのでは？そう思い出したり戻したりしている私の様子を見て、お買い物に来たお客様に事話を話すと、『新しい水槽で水草を、※ぶち振ればいやんでにゃん？ぶち振れば落ちる？』『水草の根っこだけ、※もさずって新しいほうに入れたらどうだ？』『ぶち振るももさずるも今の子供には通じないね』と店先で大笑いしました。



数日すると、針の先のような透明な赤ちゃんメダカが10数匹生まれました。お客様の何人かから、生まれたら譲ってと言われていたので、初めてにしては上出来の結果に満足しながら、幹之メダカを預けたベテランに報告すると、「良さそうな個体、5~6匹選別して卵を取ったら100匹くらい生まれたよ」とのこと。奥深いな、まだまだだなど、外のメダカに目をやると、メダカ鉢の水でのどの渴きを潤している野良猫と目が合い、一人で苦笑いしました。メダカも野良猫も人間も生きていくのは、大変なことだと改めて思いました。

※ぶち振る…前後左右に勢いよく振ること。

※もさずる…手で部分や物を取り分けること。

すなやま支援員だよりについてご意見、ご感想などお気軽にお問い合わせください。
メールアドレス sunayama-shien@sea.plala.or.jp